

障害者基本計画に基づく

「重点施策実施5か年計画」の進ちょく状況

～平成19年度～

1	活動し参加する力の向上のための施策・・・・・・・・P	1
2	地域基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・P	6
3	精神障害者施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・P	13
4	アジア太平洋地域における域内協力の強化・・・P	14
5	啓発・広報・・・・・・・・・・・・・・・・P	15
6	教育・育成・・・・・・・・・・・・・・・・P	17
7	雇用・就業の確保・・・・・・・・・・・・・・・・P	19

(平成20年12月26日現在)

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況
1 活動し参加する力の向上のための施策			
(1) 障害の原因となる疾病の予防及び治療・医学的リハビリテーション	1 難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質につながる研究開発を推進する。	厚生労働省	○ 難治性疾患の治療方法の確立を目指した研究を一層推進するとともに、特定疾患治療研究事業及びヒトゲノム再生医療等研究事業を着実に実施し、研究開発を推進。
	2 周産期医療ネットワークを全都道府県に整備する。	厚生労働省	○ 「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て・応援プラン）」（平成16年12月）に基づき、総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークの整備を行っている。 （平成14年度末） （平成15年度末） （平成16年度末） （平成17年度末） （平成18年度末） （平成19年度末） 整備県数 20都道府県 24都道府県 30都道府県 38都道府県 39都道府県 43都道府県 平成20年11月10日現在45都道府県
	3 生活習慣の改善により循環器病等の減少を図る。	厚生労働省	○ 「健康日本21」（平成12年3月）において、脳卒中等循環器病の予防に関して、食塩摂取量の減少、肥満者の減少等の目標値を設定し、生活習慣の改善を図るための取組を推進するとともに、循環器病に対する正しい知識や予防の重要性について、ホームページ等を通して国民への普及啓発を実施。 ○ 「食生活指針」の普及・定着に向けた取組として「食事バランスガイド」（平成17年6月）を策定し、その普及活用を進める等の取組を推進。 ○ 生活習慣病を予防するために「健康づくりのための運動指針2006（エクササイズガイド2006）（平成18年 7月）」を策定し、安全で有効な運動の普及に向けた取組を推進。
	4 糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療継続率の向上を図る。	厚生労働省	○ 「健康日本21」（平成12年 3月）において、生活習慣の改善による糖尿病の発症予防、糖尿病検診の受診の促進及び治療の継続について目標値を設定し、その普及啓発を推進するとともに、「食生活指針」の普及・定着に向けた取り組みとして「食事バランスガイド」（平成17年 6月）を策定し、その普及活用を進める等の取組を推進。 ○ メタボリックシンドロームに着目した効果的、効率的な健診・保健指導の在り方について議論を行い、平成19年4月に「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」を策定。 ○ 糖尿病のより効果的な予防、診断、治療等を確立するための質の高い臨床研究を実施することを目的として、厚生労働科学研究費補助金において、「循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業」を実施。
	5 医療刑務所等に機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新整備する。 8 施設	法務省	○ 医療刑務所等8施設に整備されている機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新。
(2) 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進	6 基準やガイドライン等の作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮指針である国際規格ISO/IECガイド71（規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）を平成15年度までにJIS規格化する。	経済産業省	○ JIS Z8071（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）として、平成15年 6月に制定。（平成15年度まで）

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況																
	7 障害の特性に配慮したセキュリティシステム、防犯・防災設備の研究開発、普及を行う。 8 個人適合型の生活環境・就業環境創出のためのデータベース整備・研究開発を行う。 9 ユニバーサルデザインに配慮した設計に必要な人間の寸法・形態に関する知的基盤を整備するため、平成16年度までに人体寸法を、約10分間（従来約90分間）で測定する技術開発を行うとともに、少なくとも100人程度の人体寸法・形態を測定する。	警察庁 国土交通省 経済産業省 経済産業省	○ 建物部品関連の省庁や民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において防犯性能試験を実施し、平成16年3月、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能を有する建物部品15種類約2,300品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表。平成20年 3月末現在、17種類3,758品目を掲載。 ○ 「人間行動適応型生活環境創出システム技術」（平成11～15年度）において、より安全・安心で、快適・効率的な社会を実現するため、人間と製品・周辺環境の適合性を客観的に解析し、個々の人間の行動特性に製品や作業環境を適合させる基盤技術（例：工作機器や車の操作場面における注意度簡易計測技、行動モデルベース等）を開発。（平成15年度まで） ○ 「高度人体デジタル計測システム技術の開発」（平成14～16年度）において、平成16年度末までに延べ1,285人（足部1,141人、体幹部144人）の手計測及び三次元計測を行うとともに、足部、体幹部について、ランドマークの自動抽出ソフトウェアの試作を行い、ランドマーク自動抽出の見通しを得た。また自動採寸精度については手計測と殆ど差異がないことを確認した。さらに自動抽出したランドマークから、足部、体幹部の正規化モデルが自動作成できることも確認した。また約1,100人の足部の計測は、民間の店舗等で行い、通信系を経由したデータ蓄積の実績を作るとともにそのノウハウも取得した。（平成16年度まで） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>（平成14年度末）</th><th>（平成15年度末）</th><th>（平成16年度末）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定件数(延べ数)</td><td>0人</td><td>210人</td><td>1,285人</td></tr> </tbody> </table> ○ 「人間特性基盤整備事業」（平成16～18年度）において、平成18年度末までに延べ6,742人の寸法・形状計測を実施し、人体形状データから人体寸法の自動算出システムの開発を推進。（平成18年度まで） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>（平成16年度末）</th><th>（平成17年度末）</th><th>（平成18年度末）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定件数 （延べ数）</td><td>2,136人</td><td>4,854人</td><td>6,742人</td></tr> </tbody> </table>		（平成14年度末）	（平成15年度末）	（平成16年度末）	測定件数(延べ数)	0人	210人	1,285人		（平成16年度末）	（平成17年度末）	（平成18年度末）	測定件数 （延べ数）	2,136人	4,854人	6,742人
	（平成14年度末）	（平成15年度末）	（平成16年度末）																
測定件数(延べ数)	0人	210人	1,285人																
	（平成16年度末）	（平成17年度末）	（平成18年度末）																
測定件数 （延べ数）	2,136人	4,854人	6,742人																
(3)情報バリアフリー化の推進 デジタル・ディバイドの解消	10 高齢者・障害者の利用するIT機器の設計ガイドラインを平成15年度までに作成し、以降IT機器別のJIS規格を順次整備する。 11 障害者のIT利用を支援する技術者の養成・育成研修等の開催を推進し、平成19年度までに10,000人以上が受講することを目指す。	経済産業省 経済産業省	○ 高齢者・障害者の利用するIT機器の設計ガイドラインとして、平成16年 5月にJIS X8341-1「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第1部：共通指針」を制定。（平成16年度まで） ○ IT機器別のJIS規格として、平成16年5月にJIS X8341-2「同 第2部：情報処理装置」、同年 6月にJIS X8341-3「同 第3部：ウェブコンテンツ」、平成17年10月にJIS X8341-4「同 第4部：電気通信機器」、平成18年 2月にJIS X8341-5「同 第5部：事務機器」を制定。（平成17年度まで） ○ 平成14年度までに作成された「電子情報支援技術利用促進プログラム」の普及と障害者のIT利用を支援する技術者の養成に向けた以下の調査研究事業を実施。																

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況
情報提供の充実	12 障害者のIT活用を総合的に支援する拠点を整備する。	総務省	(平成15年度)(平成16年度)(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) 福祉情報技術コーディネーター認定試験受験者数910名2,108名2,953名3,434名3,829名 (財団法人全日本情報学習振興協会が平成15年7月に設置) セミナー受講者数(特定非営利活動法人e-AT利用促進協会主催)710名1,745名5,171名9,736名10,635名 オンライン学習システム受講者数1,057名1,638名2,612名3,555名4,400名 (特定非営利活動法人e-AT利用促進協会提供) 計 2,677名計 5,491名10,736名16,725名18,864名 ○ 障害者等に最適な利用環境を実現したIT生きがい・ふれあい支援センター施設を整備する地方公共団体等に対する補助を実施し、平成15年までに8事業を補助。(平成15年度まで) ○ 平成16年5月から「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」を開催し、障害のある人がICTを利活用するのにあたり身近な地域で信頼できる十分な支援が得られるよう、地域における障害のある人のICT利活用支援体制のモデルの確立について検討を行い、平成17年9月に報告書を公表。(平成17年度まで) ○ 平成18,19年度に、「高齢者・障害者のICT利活用の評価及び普及に関する研究会」を開催し、平成18年度においては障害のある人がICTを利活用するため、高齢者・障害者がICTを用いて活躍する事例の収集やその評価・分析を通じて、必要な支援等の在り方を検討し、成果の普及を図っているところ。
	13 ホームページ等のバリアフリー化の推進のための普及・啓発を推進する。	総務省	○ 高齢者・障害者を含めた誰もが情報通信を容易に利用できるよう、ホームページの問題点を点検・修正するシステムを平成15年5月公表し、全地方公共団体等に配布。 ○ 平成16年11月から「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」を開催し、高齢者や障害者を含めた誰もが公共分野のホームページ等を利用することができるよう、具体的なウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」を取りまとめ、平成17年12月に報告書を公表。(平成17年度まで)
	14 字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する必要な助成を行う。	総務省	○ 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」(平成 5年法律第54号)に基づき、独立行政法人情報通信研究機構(旧認可法人通信・放送機構)を通じて字幕番組、解説番組、手話番組の制作に対して助成。 (平成15年度)(平成16年度)(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) 字幕番組6,919本12,943本11,209本14,651本13,419本 手話番組1,748本2,120本1,488本1,353本871本 解説番組27本39本144本
	15 効率的な番組制作技術の研究開発等の推進により障害者向け放送番組の拡充を図る。	総務省	○ 平成 8年度から平成15年度にかけて、独立行政法人情報通信研究機構(旧認可法人通信・放送機構)において、視聴覚障害者向け放送ソフト制作技術の研究開発を実施し、平成15年度に、ほぼ全ての録画番組を対象として、音声全て文字化された原稿がない場合でも、短時間で自動的に字幕を付与できるシステムを開発。平成16年度は本研究開発成果の実用化に向けた取組を実施した。
	16 障害者の自立した食生活の実現のための関連情報の提供を推進する。	農林水産省	○ 音声テープ、大活字・点字書籍、画像音声インターネット及びテレホンサービス等により食生活関連情報を提供。(平成18年度まで)

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進捗状況																								
研究開発	17 障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援を行う。	総務省	○ 障害者が自立した食生活を営むため、平成14年度に作成したユニバーサルデザインガイドブックの配布及び関連サービスなどの情報を提供。（平成18年度まで） ○ 障害者を対象に「食事バランスガイド」の内容や食事への活用方法について、音声、点字、大活字などによる情報提供を実施。 ○ 独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じ、高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発等を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し開発に必要な経費の助成を実施。 （平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）（平成18年度）（平成19年度） <table><tr><td>応募数</td><td>40件</td><td>23件</td><td>25件</td><td>16件</td><td>18件</td></tr><tr><td>助成件数</td><td>9件</td><td>12件</td><td>9件</td><td>11件</td><td>9件</td></tr></table> ○ 独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な経費の助成を実施。 （平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）（平成18年度）（平成19年度） <table><tr><td>応募数</td><td>17件</td><td>27件</td><td>19件</td><td>23件</td><td>22件</td></tr><tr><td>助成件数</td><td>6件</td><td>8件</td><td>10件</td><td>12件</td><td>11件</td></tr></table> ○ 電気通信機器のアクセシビリティについてJIS化を進めるとともに、電気通信アクセシビリティの国際標準化に向けた取組を行った結果、平成19年1月に、電気通信アクセシビリティガイドラインがITU勧告として承認された。	応募数	40件	23件	25件	16件	18件	助成件数	9件	12件	9件	11件	9件	応募数	17件	27件	19件	23件	22件	助成件数	6件	8件	10件	12件	11件
	応募数	40件	23件	25件	16件	18件																					
	助成件数	9件	12件	9件	11件	9件																					
	応募数	17件	27件	19件	23件	22件																					
助成件数	6件	8件	10件	12件	11件																						
18 障害者ナビゲーションシステムを開発する。	経済産業省	○ 障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等にとって使いやすい携帯端末を用いた移動支援システムの開発を平成16年度に行った。平成17年度は、愛・地球博において、被験者による実証実験を実施。平成18年度は当該システムの実用化・普及を促進するための仕様・規格の標準化に資する技術情報の抽出と提供を行った。（平成18年度まで）																									
18 障害者ナビゲーションシステムを開発する。	総務省	○ 高齢者の街中の移動を支援するためのユーザ搭乗型移動端末を開発。ステレオカメラによる段差認識を可能とし、危険回避を可能とした。 ○ 視覚障害者のための携帯型移動端末として、平成15年度に大局的情報はAM電波で局所的情報は赤外線で送信し、ユーザが骨伝導を利用して情報を取得する端末を開発、平成16年度もナビゲーション実験を継続。 ○ 高齢者・障害者のナビゲーションのためのバリアフリーマップ作成方法の技術移転を民間に対して行い、平成16年に商品化された。 ○ 平成16年はバリアフリーマップを街中でかつ高齢者の音声でも操作出来るインタフェースを開発した。平成17年度にはシステムを松江市に常設し、長期実証実験を行っている。																									
19 ユビキタスネットワークとロボットを結ぶネットワーク技術等の研究開発を行う。	総務省	○ 「ネットワーク・ロボット技術に関する調査研究会」報告書（平成15年7月）において提言された、高齢化・医療介護等の社会問題への対応等の貢献が期待されるネットワークロボットの早期実現に向けた実現方策に基づき、平成16年度から5ヶ年計画で国による研究開発を開始し、平成19年度はネットワークロボットの実現に必要な要素技術の開発、検証、改良及び評価を実施。																									

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況																																								
	20 視覚障害者に音声情報を提供し、歩行、移動等を支援する案内システムを設計するための指針に関するJIS規格を、平成15年度までに整備する。	経済産業省	○ JIS T0901「視覚障害者の歩行・移動のための音声案内による支援システム指針」として平成17年 2月に制定。（平成16年度まで）																																								
(4)欠格条項見直しに伴う環境整備	21 障害者施策推進本部申合せ（平成13年6月12日）に沿って、障害者に係る欠格事由の見直しに伴う教育、就業環境等の整備に努める。	全省庁	1 資格取得試験 ○ 平成17年11月、「資格取得試験等における配慮推進チーム」での検討結果を踏まえ、国が直接実施する資格取得試験等において、各試験制度で共通的に対応すべき配慮事項を取りまとめた「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」を「障害者施策推進課長会議」で決定し、各省庁において関係部局、関係団体等に周知するとともに、内閣府のホームページに公表。 ○ 欠格条項見直しの対象となった63制度のうち、資格取得試験を行っている制度は40制度であり、そのうち資格取得試験の実施に当たり、用意又は試験実施機関へ要請している受験者への配慮の主な内容【制度数】は以下のとおり。なお、現在までに見直しの対象となった資格取得試験を伴う40制度について必要な見直しが終了したところ。 <table><tr><td></td><td>（平成15年度）</td><td>（平成16年度）</td><td>（平成17年度）</td><td>（平成18年度）</td></tr><tr><td>試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更</td><td>3制度</td><td>3制度</td><td>3制度</td><td>3制度</td></tr><tr><td>試験会場、校舎等のバリアフリー化</td><td>5制度</td><td>6制度</td><td>6制度</td><td>7制度</td></tr><tr><td>試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮</td><td>23制度</td><td>24制度</td><td>24制度</td><td>24制度</td></tr><tr><td>試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置</td><td>22制度</td><td>23制度</td><td>23制度</td><td>23制度</td></tr><tr><td>試験時間の延長</td><td>21制度</td><td>22制度</td><td>22制度</td><td>22制度</td></tr><tr><td>実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用</td><td>19制度</td><td>20制度</td><td>20制度</td><td>21制度</td></tr><tr><td>その他（座席位置の配慮、別室での受験 等）</td><td>23制度</td><td>24制度</td><td>24制度</td><td>31制度</td></tr></table>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更	3制度	3制度	3制度	3制度	試験会場、校舎等のバリアフリー化	5制度	6制度	6制度	7制度	試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮	23制度	24制度	24制度	24制度	試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置	22制度	23制度	23制度	23制度	試験時間の延長	21制度	22制度	22制度	22制度	実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用	19制度	20制度	20制度	21制度	その他（座席位置の配慮、別室での受験 等）	23制度	24制度	24制度	31制度
			（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）																																					
		試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更	3制度	3制度	3制度	3制度																																					
		試験会場、校舎等のバリアフリー化	5制度	6制度	6制度	7制度																																					
試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮	23制度	24制度	24制度	24制度																																							
試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置	22制度	23制度	23制度	23制度																																							
試験時間の延長	21制度	22制度	22制度	22制度																																							
実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用	19制度	20制度	20制度	21制度																																							
その他（座席位置の配慮、別室での受験 等）	23制度	24制度	24制度	31制度																																							
文部科学省	2 教育・養成 ○ 障害者の受験機会を確保する観点から、大学入試におけるガイドラインである「大学入学者選抜実施要項」において示されている障害者に対する受験上の特別措置の例示を参考に更に配慮するよう規定するとともに、入試担当者を対象とした説明会において、当該規定の趣旨を説明。 ○ 各大学等において、募集要項に事前相談するよう記載、試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、特定試験会場の設定、介助者の付与等の措置等実施。 ○ 障害を有する学生が、円滑な学生生活を送れるよう学習支援体制の整備を図るための次のような措置を講じている。 ・ 国立大学については、各大学の障害者の受入人数等に応じた国立大学法人運営費交付金の措置やエレベーター、スロープ等施設面での整備を支援している。 ・ 私立大学等についても、各大学等の障害者の受入人数等に応じた経常費補助金の増額措置や施設のバリアフリー化を推進するための補助を行っている。																																										
厚生労働省	3 就業環境 ○ 業務遂行・職場定着を援助する者や障害を補う補助機器の配置、職場のバリアフリー化などを促進するための施策の充実を行った。 ・ 知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）事業を実施。																																										

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況
			・ 事業主が障害者を雇用することに伴い、作業を容易にするための設備の設置等を行う場合に支給する助成金について、職務の再設計等の結果として障害者が必要とする場合には、市販の機器等についても助成の対象に加えるなど事業主の利便性を高めるとともに、職場のバリアフリーに配慮した見直しを行った。また、障害者の雇用に係る経済的負担の調整を図ることを目的とする障害者雇用調整金及び報奨金について、平成15年度支給分より月額単価を引き上げた。 ・ 事業主が障害者を雇用することについての、不安感、負担感に配慮しつつ短期間の障害者の試行雇用（トライアル雇用）により、今後の障害者雇用のきっかけづくりを進め、試行雇用期間終了後に常用雇用への移行を促進する障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を実施。 ○ ノーマライゼーションの理念に沿って、雇用率制度における除外率を引き下げ、除外職員制度については原則廃止とし、縮小を行った。 ・ 障害者の雇用義務を軽減する措置である民間企業における除外率制度並びに国及び地方公共団体における除外職員制度について段階的に縮小することとし、平成16年4月1日より、一般の民間企業に設定されている除外率を全ての業種において一律10%ポイント引き下げるとともに、国及び地方公共団体における除外職員制度を原則廃止し、除外率に転換しつつ障害者雇用義務の軽減割合を縮小した。 厚生労働省 4 障害及び障害者の機能を補完する機器の研究開発の促進 ○ 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいては、毎年研究課題を定め、身体障害者に関するリハビリテーション支援技術、福祉機器の開発及び補装具の試験評価等に関する研究を計画的に実施。 ○ 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」の規定に基づき、同法に規定する指定法人である（財）テクノエイド協会が、障害者の自立の促進とこれらの者の介護者の負担の軽減を図る福祉用具の研究開発を行う民間事業者に対し、独立行政法人福祉医療機構からの交付金を財源に助成を行う「福祉用具研究開発助成事業」を実施。
2 地域基盤の整備			
(1)生活支援 利用者本位の相談支援体制の充実	22 市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。	厚生労働省	○ 施設に入所する障害者の地域移行を促進し、障害者の地域生活を支援するため、平成15年度からサービス利用援助、住居や活動の場の確保に関する支援を行う「障害者地域生活推進特別モデル事業」を実施。（平成18年9月まで） （平成15年度） （平成16年度） （平成17年度） 箇所数 62市町村 74市町村 110市町村 ○ 都道府県・指定都市では、平成15年度から「障害者ケアマネジメント体制支援事業」による「障害者ケアマネジメント推進協議会」の設置、「障害者ケアマネジメント従事者研修」の実施を通じ、管内市町村におけるケアマネジメント体制の整備を支援。平成18年度からは、都道府県において「相談支援従事者研修事業」による人材育成を行い、市町村において「地域自立支援協議会」を設置し、地域における相談支援体制を充実・強化。 ○ 指定相談支援事業者が、一定種類以上の障害福祉サービスを利用する者に対して相談支援等を行った場合に、サービス利用計画作成費を支給することなどを内容とする障害者自立支援法を平成18年度より施行。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況			
在宅サービス	23 ホームヘルパーを約60,000人確保する。	厚生労働省	(平成14年度末)(平成15年度末)(平成16年度末)(平成17年度末)(平成18年度末)	障害者自立支援法新サービス体系		
			人数 42,722人 53,771人 86,002人 110,636人	【訪問系】		
				平成18年度より新サービス体系へ移行		
	24 ショートステイを約5,600人分整備する。	厚生労働省	(平成14年度末)(平成15年度末)(平成16年度末)(平成17年度末)(平成18年度末)	(平成18年度) (平成19年度)		
			整備数 4,126人分 5,828人分 7,849人分 8,994人分	3,164,123時間 3,263,099時間		
				平成18年度より新サービス体系へ移行		
				【日中活動系サービス等】		
	25 デイサービスを約1,600か所整備する。	厚生労働省	(平成14年度末)(平成15年度末)(平成16年度末)(平成17年度末)(平成18年度末)	(平成18年度) (平成19年度)		
			整備数 1,164か所 1,806か所 2,162か所 2,506か所	250,556人日 773,950人日		
				平成18年度より新サービス体系へ移行		
	26 障害児通園(児童デイサービス)事業を約11,000人分整備する。	厚生労働省	(平成14年度末)(平成15年度末)(平成16年度末)(平成17年度末)(平成18年度末)	(平成18年度) (平成19年度)		
			整備数 529か所 10,674人分 12,949人分 15,556人分	11,537人日 24,441人日		
				平成18年度より新サービス体系へ移行		
				【自立訓練(機能訓練)】		
	27 重症心身障害児(者)通園事業を約280か所整備する。	厚生労働省	(平成14年度末)(平成15年度末)(平成16年度末)(平成17年度末)(平成18年度末)(平成19年度末)	(平成18年度) (平成19年度)		
			整備数 174か所 212か所 231か所 245か所 263か所 260か所	36,926人日 95,035人日		
				【就労移行支援】		
	28 グループホームを約 30,400人分整備する。	厚生労働省	(平成14年度末)(平成15年度末)(平成16年度末)(平成17年度末)(平成18年度末)	(平成18年度) (平成19年度)		
			整備数 18,807人分 23,949人分 27,956人分 34,085人分	62,255人日 190,924人日		
				平成18年度より新サービス体系へ移行		
				【就労継続支援A型(平成18年度) (平成19年度)		
	29 福祉ホームを約 5,200人分整備する。	厚生労働省	(平成14年度末)(平成15年度末)(平成16年度末)(平成17年度末)(平成18年度末)(平成19年度末)	29,264人日 75,880人日		
			整備数 3,354人分 3,890人分 4,172人分 4,567人分 4,711人分 4,463人分	【就労継続支援B型(平成18年度) (平成19年度)		
				一部、平成18年10月より新サービス体系へ移行している。		
				165,255人日 532,610人日		
				【児童デイサービス(平成18年度) (平成19年度)		
				202,111人日 222,165人日		
				【短期入所(平成18年度) (平成19年度)		
施設サービス	30 市町村における社会参加促進事業を着実に推進する。	厚生労働省	○ 市町村地域生活支援事業における社会参加促進事業の実施。(平成18年度末の数値については、地域生活支援事業の実施により、一部事業の見直しが行われている。)	(平成18年度) (平成19年度)		
			(平成15年度末)(平成16年度末)(平成17年度末)(平成18年度末)	151,961人日 163,950人日		
			箇所数 537市町村 637市町村 653市町村 901市町村	【療養介護(平成18年度) (平成19年度)		
	31 通所授産施設を約73,700人分整備する。	厚生労働省	(平成14年度末)(平成15年度末)(平成16年度末)(平成17年度末)(平成18年度末)(平成19年度末)	2,006人 1,970人		
			整備数 52,249人分 58,524人分 68,599人分 75,357人分 71,899人分 60,448人分	一部、平成18年10月より新サービス体系へ移行している。		

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況	
				【居住系】 ・共同生活援助 共同生活支援 （平成18年度）（平成19年度） 37,499人 42,027人 ・施設入所支援 （平成18年度）（平成19年度） 3,749人 15,891人 各サービスの数値は、平成20年3月の月間の数値である。
(2)生活環境 ユニバーサルデザイン によるまちづくり 住宅、建築物のバリア フリー化の推進	32 施設サービスについては、通所施設の整備に努めるとともに、入所施設は真に必要なものに限定し、地域資源として有効に活用する。	厚生労働省	○ 3 障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法を平成18年より施行。	
	33 地方公共団体が行うユニバーサルデザインによるまちづくりを支援する。	総務省	○ ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する地方単独事業について、少子・高齢化対策事業により財政措置を実施。 （平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）（平成18年度）（平成19年度） 事業数 216事業 211事業 164事業 158事業 148事業	
	34 新設されるすべての公共賃貸住宅について、バリアフリー化を実施する。	国土交通省	○ 公営住宅については平成3年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。 （平成14年度）（平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）（平成18年度）（平成19年度） 新規公営住宅 約23,000戸 約21,000戸 約21,000戸 約19,000戸 約18,000戸 約18,000戸	
	35 手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストックの形成を推進する。 平成27年度までに全住宅ストックの2割	国土交通省	○ 公社住宅については平成 7年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。 （平成14年度）（平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）（平成18年度）（平成19年度） 新規公社賃貸住宅 約2,000戸 約2,000戸 約2,000戸 約2,000戸 約2,000戸 約2,000戸 （実績見込み）	
			○ 都市再生機構賃貸住宅（平成16年 6月までは公団賃貸住宅）については平成3年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。 （平成14年度）（平成15年度）（平成16年度）（平成17年度）（平成18年度）（平成19年度） 新規都市再生機構賃貸住宅 約11,000戸 約13,000戸 約7,000戸 約6,000戸 約7,000戸 約4,000戸	
			○ 全住宅ストックにおけるバリアフリー化の割合（5年に1度の調査により把握） （平成10年度）（平成15年度） 割合 2.7% 3.4%	

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進捗状況
公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進	36 ハートビル法の利用円滑化基準に適合する特別特定建築物（新・増改築工事に係る部分の床面積が2,000㎡以上のもの）の建築を推進する。	国土交通省	○ 平成15年度よりバリアフリーを義務化。 (平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) 割合 100% 100% 100 % 100 % 100 %
	37 ハートビル法に基づいて、新営する国土交通省所管の官庁施設を、利用円滑化誘導基準に適合した施設として整備する。	国土交通省	○ ハートビル法に基づいて、新営する国土交通省所管の官庁施設を、利用円滑化誘導基準に適合した施設として整備。 (平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) 割合 100% 100% 100 % 100 % 100 %
	38 窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者用便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000㎡以上のもの）等の改修を実施する。 平成22年度までに100%	国土交通省	○ 窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者用便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000㎡以上のもの）等の改修を実施。 (平成14年度) (平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) 施設数(延べ数) 849施設 933施設 970施設 997施設 1,058施設 1,122施設 割合 57% 62% 65% 66% 71% 80%
	39 地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化を支援する。	総務省	○ ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する地方単独事業について、少子・高齢化対策事業により財政措置を実施。 (平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) 事業数 216事業 211事業 164事業 158事業 148事業
		防衛省	○ 防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、学習等供用施設などの整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。 ○ ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用施設整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金の交付
	40 一日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルに関し、原則すべてについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者用便所の設置を推進する。 平成22年までに100%、 そのうち、段差の解消につき 平成17年までに、 鉄軌道駅については約60% バスターミナルについては約80% 旅客船ターミナルについては約70% 航空旅客ターミナルについては約70%	国土交通省	○ ハートビル法及び交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年6月に公布、同年12月より施行。 ○ 1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設のうち段差の解消がなされている旅客施設 (平成14年度末) (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 鉄軌道駅 39.0% 43.9% 48.7% 56.3% 62.8% 67.3% バスターミナル 71.1% 71.4% 73.2% 75.0% 76.2% 77.5% 旅客船ターミナル 55.6% 75.0% 77.8% 71.4% 88.9% 88.9% 航空旅客ターミナル 0.0% 5.0% 31.8% 43.5% 65.2% 76.2%
	41 バリアフリー化された鉄軌道車両の導入を推進する。 平成17年までに約20% 平成22年までに約30%	国土交通省	○ バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合 (平成14年度末) (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 割合 19.4% 23.7% 27.9% 32.1% (41.8%) 26.5% 20.0% 下段数字は、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準（基準強化後）による減

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況					
	42 低床化されたバス車両の導入を推進する。 平成17年までに約30% 平成27年までに 100%	国土交通省	○ 低床化されたバス車両の導入割合 (平成14年度末) (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 13.8% 18.0% 22.6% 27.8% 33.1% 37.5%					
	43 ノンステップバスの導入を推進する。 平成17年までに約10% 平成22年までに20～25%	国土交通省	○ ノンステップバスの導入割合 (平成14年度末) (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 割 合 6.5% 9.3% 12.0% 14.8% 17.7% 20.3%					
	44 バリアフリー化された旅客船の導入を推進する。 平成17年までに約25% 平成22年までに約50%	国土交通省	○ バリアフリー化された旅客船の導入割合 (平成14年度末) (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 割 合 2.1% 4.4% 7.0% 8.0% 11.5% 14.1%					
	45 バリアフリー化された航空機の導入を推進する。 平成17年までに約35% 平成22年までに約40%	国土交通省	○ バリアフリー化された航空機の導入割合 (平成14年度末) (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 割 合 24.5% 32.1% 40.7% 47.0% 54.4% 59.9%					
	46 福祉タクシーの導入を推進する。 平成17年度までに2,600台 (平成22年までに約18,000台)	国土交通省	○ 福祉タクシーの導入台数 (平成14年度末) (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 台 数 3,276台 4,574台 6,614台 8,504台 9,651台 10,514台 (7,255台) (9,699台) ()内の台数は、介護福祉士等が自動車に乗務する条件付のセダン型等の一般車両ならびに特定旅客自動車運送事業に基づく車両を含んだ台数。					
	47 主要な鉄道駅等周辺における主な道路のバリアフリー化を実施する。 平成19年度までに53%	国土交通省	○ 1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等における主な道路のバリアフリー化された割合 (平成14年度末) (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 割 合 17% 25% 31% 39 % 44% 49%					
	48 今後整備する高速道路等のサービスエリア及びパーキングエリア並びに主要な幹線道路の道の駅については、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペースの整備を推進する。	国土交通省	○ 新設されたサービスエリア、パーキングエリア及び道の駅における身体障害者用便所及び身体障害者用駐車スペースが設置された割合 (平成15年度) (平成16年度) (平成17年度末) (平成18年度) (平成19年度) サービスエリア 100.0%(新設数 1) 100.0%(新設数 1) 100.0%(新設数 1) 100.0%(新設数 0) 100%(新設数 3) パーキングエリア 100.0%(新設数 4) 100.0%(新設数 4) 100.0%(新設数 4) 100.0%(新設数 0) 100%(新設数 5) 道の駅 97.6%(新設数42) 100.0%(新設数43) 100.0%(新設数45) 100.0%(新設数28) 100%(新設数10)					

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況					
	49 直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施する。	国土交通省	○ 直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を継続的に実施。					
	50 人の利用に供するすべての新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペース等を整備する。	国土交通省	（平成15年度末） 整備数	（平成16年度末） 5か所	（平成17年度末） 7か所	（平成18年度末） 16か所	（平成19年度末） 23か所	（平成19年度末） 23か所
	51 バリアフリーに配慮した森林総合利用施設の整備を推進する。	農林水産省	○ すべての利用者を想定した「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえ、森林・施設の整備を図る場合の参考となる技術指針を策定し、これを普及している。					
	52 移動支援バリアフリーマップを提供する。	総務省	○ 東京都小金井市（住宅地代表）及び京都東山（観光地代表）の2次元バリア・バリアフリーマップを完成し、それぞれ平成15年 5月と12月にインターネット上で公開。京都東山は3次元GIS試用版を完成し、ナビゲーション実験を平成15年 1月と 3月に実施。技術移転もされ商品化。大規模地下街代表としての東京駅周辺を制作。また、携帯電話により 2 次元バリアフリーマップと任意の地域の 3 次元景観データが利用できるシステムを開発した。平成17年度には 3 次元 G I S を用いた東京駅周辺（大規模地下街＋地上）のバリアフリーマップを完成した。					
交通安全の確保	53 バリアフリー対応型信号機の整備を推進し、交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路上の信号機の約8割をバリアフリー対応型信号機とすることを目指す。	警察庁	○ 特定経路を構成する道路その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機の整備を推進。 信号機のバリアフリー化率（平成14年度末）（平成15年度末）（平成16年度末）（平成17年度末）（平成18年度末）（平成19年度末） 約40% 約45% 約51% 約57% 約70% 約81%					
運転免許取得希望者等 に対する利便の向上	54 「あんしん歩行エリア」の形成を進め、エリア内の死傷事故の約2割を抑止、うち歩行者・自転車事故については約3割を抑止することを目指す。	警察庁 国土交通省	○ 平成15年 7月、死傷事故発生割合の高い地区796箇所を「あんしん歩行エリア」として指定し、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施。					
		警察庁	○ 「道路交通法の一部を改正する法律」（平成19年法律第90号）により、適性試験の聴力に関する合格基準に達しない聴覚障害者について、聴覚障害者標識を表示し、ワイドミラーを装着することを条件に普通自動車免許の取得が可能となった。（平成20年6月1日施行）					
	55 指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習の実施等の指導を行う。	警察庁	○ 平成20年 5月20日付け警察庁丙運発第18号警察庁交通局長通達「指定自動車教習所業務指導の標準について」等に基づき、引き続き指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習について指導。					
	56 持ち込み車両等による技能試験の実施等を推進する。	警察庁	○ 平成19年 4月23日付け警察庁丙運発第11号警察庁交通局長通達「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準について」等に基づき、引き続き持ち込み車両等による技能試験を推進。 ○ 平成17年 1月14日付け警察庁丁運発第 9 号警察庁交通局運転免許課長通達「運転免許試験等における障害者に対する配慮について」に基づき、運転免許試験問題用紙の作成に当たり問題のすべての漢字に振り仮名をつけることなどの配慮をするよう、都道府県公安委員会に指導。					

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況																	
生活の安全の確保	57 免許申請時等における障害者等のプライバシー保護への配慮及び運転適性相談等に係る態勢の充実を図る。	警察庁	○ 全国の運転免許試験場等に運転適性相談窓口を平成13年8月に設置するなど、プライバシーの保護及び障害者等の免許取得に関するアドバイスを実施。また、平成14年12月から運転適性窓口一覧表をインターネット上で公開。																	
	58 Eメール、ファックス等による安全ネットワークを推進する。	警察庁	○ FAXによる緊急通報受理（FAX110番）、Eメールによる緊急通報の受理（メール110番）を都道府県警察において導入。 （平成16年2月1日現在）（平成17年2月1日現在）（平成18年2月1日現在）（平成19年2月1日現在）（平成20年2月1日現在） <table><tr><td>FAX110番</td><td>全都道府県警察</td><td>全都道府県警察</td><td>全都道府県警察</td><td>全都道府県警察</td><td>全都道府県警察</td></tr><tr><td>メール110番</td><td>38都道府県警察</td><td>46都道府県警察</td><td>全都道府県警察</td><td>全都道府県警察</td><td>全都道府県警察</td></tr></table>						FAX110番	全都道府県警察	全都道府県警察	全都道府県警察	全都道府県警察	全都道府県警察	メール110番	38都道府県警察	46都道府県警察	全都道府県警察	全都道府県警察	全都道府県警察
	FAX110番	全都道府県警察	全都道府県警察	全都道府県警察	全都道府県警察	全都道府県警察														
	メール110番	38都道府県警察	46都道府県警察	全都道府県警察	全都道府県警察	全都道府県警察														
	59 「手話交番」を推進する。	警察庁	○ 手話ができる警察官等を交番に配置するなどし、聴覚障害者からの各種届出、相談等に適切に対応。																	
	60 地域における防犯ネットワークを確立する。	警察庁	○ 警察署等に設置されているFAXと障害者団体、障害のある人の自宅等のFAXを利用して情報交換を行う「FAXネットワーク」を全都道府県警察で構築しているほか、電子メールやウェブサイト、地方公共団体の広報誌等の各種媒体を活用し、多様な手段による情報提供に努めている。																	
	61 自主防災組織による支援体制を整備する。	総務省	○ 自主防災組織 （14年4月1日現在）（15年4月1日現在）（16年4月1日現在）（17年4月1日現在）（18年4月1日現在）（19年4月1日現在） <table><tr><td>組織率</td><td>59.7%</td><td>61.3%</td><td>62.5%</td><td>64.5%</td><td>66.9%</td><td>69.9%</td></tr></table>						組織率	59.7%	61.3%	62.5%	64.5%	66.9%	69.9%					
	組織率	59.7%	61.3%	62.5%	64.5%	66.9%	69.9%													
62 行政機関と福祉関係者等による防火指導等を一層推進する。	総務省	○ 全国火災予防運動（3/1～3/7及び11/9～11/15に実施）において、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等との連携・協力を図り、高齢者や障害者等が居住する住宅の、把握及び訪問診断の実施を行うとともに、パンフレットやホームページを利用した防火安全対策を推進。 ○ 消防法が改正され住宅用火災警報器等の設置・維持が義務付けられることになったことから、障害のある人や高齢者等を中心とした住宅用火災警報器等の設置促進などの住宅防火対策を推進。（平成16年度～）																		
63 緊急通報システムによる消防への緊急通報体制の一層の充実など障害者に係る火災予防体制を強化する。	総務省	○ 防災基盤整備事業等により、地方公共団体による整備を支援し、障害者に係る火災予防体制を強化。																		
64 砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土砂災害のおそれのある自力避難の困難な障害者等の災害弱者が24時間入院・入居している施設を保全する。 平成19年度までに240施設	国土交通省	○ 自力避難が困難な災害時要援護者が24時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、平成15年度より短期集中事業として重点的に整備を進めており、概ね5年で240施設について整備する予定。 （平成15年度末）（平成16年度末）（平成17年度末）（平成18年度末）（平成19年度末） <table><tr><td>施設数</td><td>約80施設</td><td>約100施設</td><td>約120施設</td><td>約190施設</td><td>約240施設</td></tr></table>						施設数	約80施設	約100施設	約120施設	約190施設	約240施設							
施設数	約80施設	約100施設	約120施設	約190施設	約240施設															
65 障害者等災害弱者関連施設に係るきめ細かな治山対策を実施する。	農林水産省	○ 社会福祉施設等災害時要援護者関連施設に隣接した山地災害危険地区等に係る治山事業を計画的に実施。																		
66 防災情報を住民等に一斉に伝達するための送信装置のモデルシステムを平成15年度に開発する。	総務省	○ 防災情報を住民へ一斉伝達するシステムの仕様概要について、平成16年 2月、「防災情報多重通報システム」に関する調査検討報告書として取りまとめた。（平成15年度まで）																		

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況					
3 精神障害者施策の充実								
	67 条件が整えば退院可能とされる約72,000人の入院患者について、10年のうちに退院・社会復帰を目指す。このため、今後、更に総合的な推進方策を検討する。	厚生労働省	- 社会的入院を解消するための「精神障害者退院促進事業」を平成15年度から実施。平成18年度から地域生活支援事業のメニュー事業である「精神障害者退院促進支援事業」として実施。 - 精神障害者の退院促進に資するよう、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に基づく医療計画の見直し等を通じた精神科医療の質の向上、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画等によるサービスの提供体制の整備などを着実に進めることとしている。					
(1)保健・医療	68 精神科救急医療システムを全都道府県に整備する。	厚生労働省	(平成14年度末)	(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)
			整備数	46都道府県	46都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県
	69 うつ病対策、心的外傷体験へのケア対策及び睡眠障害への対策について、それぞれ平成15年度までに地域保健医療福祉関係者向けマニュアルを作成し、普及させる。	厚生労働省	平成15年度に作成した、うつ対策関係者のうち都道府県・市町村職員を対象とした「うつ対策推進方策マニュアル」と、保健医療従事者を対象とした「うつ対応マニュアル」を、自治体や保健所、精神保健福祉センター等に配布し、マニュアルの使用を促進。					
	70 「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」事例集を平成15年度までに作成し、普及させる。	厚生労働省	「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」について、報告書・事例集を取りまとめ都道府県等に配布。					
	71 若齢層の「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインを平成15年度までに作成し、普及させる。	厚生労働省	平成15年度に作成した「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン」を都道府県及び保健所、精神保健福祉センター等に配布し、業務の参考資料として利用されている。					
	72 心的外傷体験へのケア対策及び思春期の心の健康対策に従事する専門家を養成する。	厚生労働省	「こころの健康づくり対策事業」として社団法人を実施主体とした思春期精神保健対策専門研修会及びP T S D対策専門研修会を平成13年度より毎年実施している。					
(2)福祉 在宅サービス	73 精神障害者地域生活支援センターを約470か所整備する。	厚生労働省	(平成14年度末)	(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	障害者自立支援法新サービス体系（精神障害者抜粋） （平成18年度） （平成19年度） 地域活動支援センター 型：502か所 543か所 型：356か所 513か所 型：518か所 1,069か所 （平成19年3月末時点）の施設数である。）
	74 精神障害者ホームヘルパーを約3,300人確保する。	厚生労働省	(平成14年度末)	(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	
			整備数	未集計	1,799人	2,547人	3,148人	
	75 精神障害者グループホームを約12,000人分整備する。	厚生労働省	(平成14年度末)	(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	
			整備数	5,412人分	6,371人分	7,259人分	8,493人分	

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進捗状況
施設サービス	76 精神障害者福祉ホームを約4,000人分整備する。	厚生労働省	(平成14年度末) (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 整備数 2,634人分 3,092人分 3,381人分 3,701人分 2,498人分 2,249人分 一部、平成18年10月より新サービス体系に移行している。
	77 精神障害者生活訓練施設(援護寮)を約6,700人分整備する。	厚生労働省	(平成14年度末) (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 整備数 5,306人分 5,785人分 5,912人分 6,085人分 5,772人分 5,358人分 一部、平成18年10月より新サービス体系へ移行している。
	78 精神障害者通所授産施設を約7,200人分整備する。	厚生労働省	(平成14年度末) (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 整備数 4,916人分 5,271人分 6,651人分 7,061人分 6,262人分 4,462人分 一部平成18年10月より新サービス体系へ移行している。
4 アジア太平洋地域における域内協力の強化			
(1)政府開発援助における障害者に対する配慮	79 JICA等を通じた研修員の受入れ等を実施する。	外務省	○ 平成19年度、各国の障害者リハビリテーション関係者に対し、我が国の障害者施策の知識及び技術の取得並びに資質の向上に寄与することを目的とした以下の研修コースを実施。(JICA) 聾者のための指導者 9カ国 9名 障害者リーダー育成コース 10カ国 10名 視覚障害者自立支援のためのマッサージ指導者育成研修(アジア太平洋) 4カ国 5名 職業リハビリテーションと障害者の就労 10カ国 10名 CBRワーカー支援プログラム(マレーシア) 1カ国6名 中東地域CBR事業促進(地域) 3カ国6名
	80 草の根無償資金協力を通じた支援を実施する。	外務省	○ 途上国における障害者のためのリハビリ施設・教育施設・職業訓練施設の整備等に対する支援を実施。 (平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) 支援件数 21件、約1.2億円 60件、約4.5億円 48件、約3.7億円 12件、約1.0億円 42件、約3.4億円
	81 日本NGO支援無償資金協力及びNGO事業補助金を通じた支援を実施する。	外務省	○ 途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対する支援を実施。 (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 日本NGO支援無償資金協力 1件 6,410千円 2件 16,719千円 2件 19,418千円 1件 19,811千円 4件 40,238千円 NGO事業補助金 2件 909千円 2件 1,188千円

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況				
(2)国際機関を通じた協力の推進	82 平成16年開所に向けてアジア・太平洋障害者センターに対する支援を推進する。	外務省	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
			専門家派遣	14名	16名	11名	11名
			研修員受入れ	20名	6名	5名	6名
			機材供与	750万円	75万円	-	-
	83 日本・エスカップ協力基金への拠出を実施する。	外務省	○「びわこミレニアム・フレームワーク行動計画」のフォローアップ事業に拠出。				
			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
			拠出額	240,307米ドル	0米ドル	208,971米ドル	0米ドル
							181,851米ドル
	84 国連障害者基金への拠出を実施する。	外務省	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)
			拠出額	6,588千円	5,940千円	5,489千円	5,694千円
				(54,000米ドル)	(54,000米ドル)	(51,300米ドル)	(51,300米ドル)
							(56,729米ドル)
5 啓発・広報							
(1)共生社会に関する国民理解の向上	85 「共生社会」の用語、考え方の周知度を障害者基本計画の計画期間中に成人国民の50%以上とする。	全省庁	○平成16年6月の障害者基本法の改正を踏まえ、平成16年12月、障害者施策推進本部において「『障害者週間』の実施について」を決定。				
		内閣府	○平成17年1月に実施した「障害者の社会参加に関する特別世論調査」によると、「共生社会」という言葉を聞いたことがあり、そのような社会のあり方について賛同できると答えた者の割合は40.0%であった。				
			○平成19年2月に実施した「障害者に関する世論調査」によると、「共生社会」という考え方を知っていると答えた者は40.2%、言葉だけは聞いたことがあると答えた者は21.2%であった。また、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前」とであるという「共生社会」の考え方について、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた者は84.8%であった。				
			○障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、障害者週間行事として以下の事業を実施。特に平成17年度においては、「障害者の日」が「障害者週間」に拡充されたことを踏まえ、事業を充実。				
			(平成16年度)				
			・平成16年12月9日、東京で「障害者週間の集い」を開催。				
			・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施。				
			・「障害者週間のポスター」の優秀作品や、共生社会「身体的な特性や障害に関わりなく、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス」についてのパネルの展示等を実施。				
			(平成17年度)				
			・平成17年12月3日から5日までの3日間、東京では、障害者に関わる様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。				
			・平成17年12月6日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、「共に働き、共に生きる社会をめざして」をテーマとした講演とシンポジウムを開催。				
			・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、大阪で実施。				

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況
			・平成17年12月8日、大阪で、関西経済4団体及び民間の障害者支援団体との共催により、「障害者と企業、社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、シンポジウム開催。 ・平成17年12月3日には東京で、11日には大阪で、「手話」をまじえて歌う「アツキヨ」によるバリアフリーコンサートを開催。 ・このほか、企業等の協力を得て、盲導犬とのふれあい教室や障害者の社会参加を支援する企業展示会等を開催するとともに、全国の障害者週間行事を一括して紹介するホームページを開設。 (平成18年度) ・平成18年12月3日、東京で、町内会や商店街等の身近な地域社会において、障害のある人となない人が共生に成功している事例報告をもとに共生社会の実現に向けた今後の課題と方策を探るシンポジウムを開催。 ・平成18年12月4日から5日までの2日間、東京では、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。 ・平成18年12月6日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、知的障害のある人とその家族の生活をテーマとしたドキュメンタリー映画「ありがとう」の上映と同映画監督による講演を実施。 ・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、大阪で実施。 ・平成18年12月8日、大阪で、関西経済4団体及び民間の障害者支援団体との共催により、「障害者と社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、シンポジウム開催。 ・平成18年12月4日、7日及び8日の3日間、小、中学校において、障害当事者によるバリアフリーコンサートの開催。 (平成19年度) ・平成19年12月6日、東京で「アジア太平洋障害者の十年(2003～2012年)」中間年を記念して「障害者週間の集い」を開催し、障害者関係功労者・団体の内閣総理大臣表彰を実施。 ・平成19年12月3日、東京でアジア太平洋障害者の10年(2003～2012年)中間年記念シンポジウム」を開催し、アジア太平洋における日本の障害者支援活動について討議等を実施。 ・平成19年12月3日から5日までの3日間、東京では、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。 ・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、宮城、長野、京都、広島、福岡で実施。 ・平成19年12月4日、大阪において障害者と社会、地域のつながりを考えるためのシンポジウムを開催。 ・平成19年12月9日、宮城県において障害のある人もない人も共に楽しむことのできるユニバーサルなスポーツを通じて、障害のある人や障害に対する理解を深めるためユニバーサル・スポーツフェスタ2007を開催。 ○ 保護者、教育関係者をはじめ広く社会一般の人々に対し、障害のある子どもとその教育について理解啓発を図るため、年度に1回、特別支援教育全国フォーラムを開催。(平成18年度～) ○ 障害者を含む地域住民がボランティア活動や、地域の様々な課題を解決する学習や活動などに取り組むことを通じて、住民同士のきずなづくりを推進する「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業(平成19年度)を実施。
(2)関係機関・団体との連携による公共サービス事業者に対する障害者理解を促進する。		全省庁	○ 平成16年6月、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。平成17年4月、同チームでの検討結果を踏まえ、「障害者施策推進課長会議」に諮った上で「公共サービス窓口における配慮マニュアル～障害のある方に対する心の身だしなみ～」を取りまとめ、各省庁、都道府県及び関係団体等に周知、配布するとともに、内閣府のホームページに公表。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況
6 教育・育成			
(1)一貫した相談支援体制の整備	86 地域において一貫して効果的な相談支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する。	警察庁	○ 警察職員が障害をもつ方と接遇するときに適切な対応を行うことができるよう、平成16年 2月、「障害をもつ方への接遇要領」を作成し、全国の警察本部や警察署に配布。
	87 小・中学校における学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する。	文部科学省	○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を平成13～15年度に実施。 ○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月に策定。 ○ 各教育委員会や学校においてLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育的支援を行う体制を整備する際に活用されることを目的として、「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を策定し、平成16年 1 月、全国の小・中学校や教育委員会等に配布。文部科学省ＨＰでも公開中。
	88 盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。	文部科学省	○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで） ○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年 3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度） ○ 平成16年度から「特別支援教育推進体制モデル事業」を通じて「個別の教育支援計画の策定」を促進。
(2)専門機関の機能の充実と多様化	89 盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成15年度中に免許制度についても改善を図る。	文部科学省	○ 中央教育審議会において平成17年12月 8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した（平成19年 4月より施行）。この改正法により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置付けた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭の教員免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性とを確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目単位の取得状況等に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。
	90 大学と国立特殊教育総合研究所の連携協力の下に自閉症の教育研究を行う学校を平成16年度までに設置する。	文部科学省	○ 自閉症の教育研究を行う筑波大学附属久里浜養護学校（平成19年4月より、筑波大学附属久里浜特別支援学校に名称変更）を平成16年 4月に設置。 ○ 国立大学法人筑波大学と独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成19年4月より独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更。以下同じ。）において教育研究協力に関する協定を平成16年 7月に締結。

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進 捗 状 況
(3)指導力の向上と研究の推進	91 盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成15年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度についても改善を図る。	文部科学省	- 中央教育審議会において平成17年12月 8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した（平成19年 4月より施行）。この改正法は、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置付けた。 - また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭の教員免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の単位取得状況に応じ、教授可能な教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。
	92 国立特殊教育総合研究所において、教育現場のニーズに対応した障害のある児童生徒の教育の総合的な教育情報提供体制を平成16年度までに整備する。	文部科学省	- 独立行政法人国立特殊教育総合研究所において、下記のとおり、教育現場のニーズに対応した障害のある子どもの教育に係る総合的な情報提供体制の整備を推進。 - 平成16年3月、独立行政法人国立特殊教育総合研究所のWebサイトに特殊教育諸学校等の教職員や保護者等の利用者のニーズに対応したポータルサイトを新たに設け、インターネットを活用し障害のある子どもの教育に関する情報を積極的に配信し、掲載内容及び関係機関等へのリンク接続を充実。また、新たに研修事業の講義配信を開始するとともに、同サイトに、教職員の校内研修等において利用できるように、各都道府県の中核的な教職員を対象とする短期研修等の講義資料を掲載。 「自閉症教育実践ガイドブック」、「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」、「発達障害のある学生支援ガイドブック」などのガイドブック・手引書、研究紀要、研究成果報告書等を作成し、関係諸機関に配布するとともに、Webサイト上に公開。 - 特殊教育に関する図書資料の収集・整備や、データベースの整備を推進し、新たに「世界の特殊教育データベース」を平成16年 3月に構築。 - 平成18年1～2月に、特殊学級、通常の学級担当教員、特殊教育諸学校教員を対象に、国立特殊教育総合研究所セミナーを開催し、研究成果の効果的な普及を実施。 - 研究所員を都道府県等が行う研修等へ講師として派遣。
(4)施設のバリアフリー化の推進	93 小・中学校等の施設のバリアフリー化の参考となる指針を平成15年度中に取りまとめるとともに、計画・設計手法等に関する事例集を平成16年度中に作成する。	文部科学省	- 平成16年 3月に「学校施設バリアフリー化推進指針」を策定。 - 平成17年 3月に「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」を作成。 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行（平成 18 年 12 月）に伴い、盲・聾・養護学校の既存建物が基準適合努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。 - 平成 19 年 6 月に「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」を作成。 - 平成19年 7月に「特別支援学校施設整備指針」を策定するとともに、小学校施設整備指針等の特別支援教育関連規定を一部改訂

重点的に実施する施策及びその達成目標		関係省庁	進捗状況																			
7 雇用・就業の確保																						
	94 トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）、各種助成金等の活用、職業訓練の実施などにより平成19年度までにハローワークの年間障害者就職件数を30,000人に、平成20年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を600,000人にすることを目指す。	厚生労働省	○ ハローワークの年間障害者就職件数 <table><tr><td></td><td>(平成14年度)</td><td>(平成15年度)</td><td>(平成16年度)</td><td>(平成17年度)</td><td>(平成18年度)</td><td>(平成19年度)</td></tr><tr><td>件数</td><td>28,354件</td><td>32,885件</td><td>35,871件</td><td>38,882件</td><td>43,987件</td><td>45,565件</td></tr></table> ○ 平成15年度の障害者雇用実態調査（５年に１度実施）において、雇用障害者数は496,000人であった。 ○ 平成18年 4月、障害者の就業機会の拡大を図るため、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携を内容とする障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律を施行（一部平成17年10月施行）。							(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	件数	28,354件	32,885件	35,871件	38,882件	43,987件	45,565件
	(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																
件数	28,354件	32,885件	35,871件	38,882件	43,987件	45,565件																

注：計画中の用語・法律等で計画策定後に変更等あったものは下記のとおり。

36,37,53 「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」は統合・拡充され、「バリアフリー新法」となっている。

64,65 「災害弱者」という表現は、「災害時要援護者」に改められている。

80 「草の根無償資金協力」は平成15年度より「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に名称変更されている。

81 「日本ＮＧＯ支援無償資金協力」は平成19年度より「日本ＮＧＯ連携無償資金協力」に名称変更されている。

82 アジア・太平洋障害者センターは平成16年に開所されている。